

報告第1号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成31年2月27日

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成30年10月1日未明、渋川市渋川1693番地3しぶかわ名産品センター店舗入口部分のシャッターが台風による強風により吹き飛ばされ、隣接する渋川市渋川1693番地6日本中央交通株式会社渋川営業所の駐車場に駐車していた[REDACTED]所有の軽自動車（[REDACTED] [REDACTED]の左後部座席ドアを破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

平成30年12月21日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED] [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費及び代車料として255,722円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

255,722円